

12月は 福岡県悪質商法撲滅月間 困ったときは まず相談 !!

市長からのメッセージ

インターネットの普及・発達に伴い、契約手続きが複雑化・多様化し、消費者トラブルが増えています。

市では新たなトラブルの相談にも対応できるよう、消費生活相談員の知識習得や相談技術のさらなるレベルアップに取り組み、市民の方が利用しやすい消費生活センターを目指しています。

また、出前講座や街頭での啓発を積極的に行い、消費生活サポーターの皆さんと連携しながら、地域に根ざした消費者行政を継続的に推進していきます。

大野城市長 井本 宗司



注意!! このようなトラブルが増えています!

【事例①】

ネットで初期費用2万円を払うだけで3カ月で1000万円稼げるといふ情報商材を購入し、指示通りに作業したがまったく稼げない。返金申請もできるとは限らないと言われた。

【アドバイス】

「必ず」「絶対」儲かる方法はありません。このような話をうのみにせず、はっきりと断る勇氣が必要です。

【事例②】

豪雨で雨漏りするようになり修理工事を依頼したが、何度工事しても雨漏りが直らない。

【アドバイス】

住宅の修理工事を依頼する場合は、業者の話をよく聞き複数の業者から見積もりを取ったり家族や周囲の人に相談したりするなど、慎重に契約しましょう。

【事例③】

「大手動画配信会社」を名乗る業者から「閲覧履歴あり。今日中に連絡がなければ身元調査の上、法的手続きをとる」とメールが届き、驚いて業者へ連絡を取るとコンビニへ行くように指示された。

【アドバイス】

支払い手段として電子ギフト券などを購入させるケースが増えています。覚えのない請求などには、絶対に返信したり連絡したりしないようにしましょう。

● 問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)10897

◇ 消費者庁消費者ホットライン

☎188(局番なし)

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半

◇ 市消費生活センター(市役所新館4階)

☎(580)1968

市消費生活相談(予約不要)

◇ 市消費生活センター(市役所新館4階)

◇ 少しでも不審に思ったり、だまされたと思ったりしたときは、まずは消費生活センターに相談しましょう。

◇ 勧められたものが自分にとって本当に必要なものなのか、料金がいくらなのか、よく考えて契約しましょう。

◇ 勧められたものが自分にとって本当に必要なものなのか、料金がいくらなのか、よく考えて契約しましょう。

◇ 勧められたものが自分にとって本当に必要なものなのか、料金がいくらなのか、よく考えて契約しましょう。

悪質商法の被害に遭わないために

◇ 高齢者の被害件数が増加しています。地域の中でも「声かけ」や「見守り」をしましょう。

市消費生活センターの年齢別相談件数

